

「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応方針（案）

桑名市

令和5年〇月

— 目次 —

はじめに	1
第1章 南海トラフ地震臨時情報とは	
第1節 南海トラフ地震とは	2
第2節 南海トラフ地震臨時情報とは	3
第3節 「南海トラフ地震臨時情報」に付記されるキーワード	4
第4節 臨時情報発表の流れ	5
第2章 防災対応の検討に当たっての基本事項	
第1節 検討対象地域	6
第2節 想定する後発地震の規模	6
第3節 臨時情報発表時の防災対応	7
第4節 最も警戒すべき期間	8
第5節 事前避難対象地域の設定	9
第6節 事前避難を促す対象者（自主避難）	11
第7節 避難者数の想定	11
第3章 桑名市の防災対応方針	
第1節 災害対策本部の設置	12
第2節 市の配備体制	12
第3節 市の防災対応	13
第4節 公立小・中学校および公共施設等の対応	14
第5節 指定避難所	15
第6節 指定避難所の開設と運営	16
第7節 避難行動要支援者への対応	16
第9節 配備体制の解除	16
第9節 今後の取組み	16

はじめに

令和元年5月31日に開催された中央防災会議において、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が変更され、南海トラフ沿いでマグニチュード8クラスの地震が発生した場合等、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合の国や地方公共団体、企業等の防災対応が定められました。

これを受け、国や地方公共団体、企業等が、この基本計画に基づく防災対応をとりやすくするため、気象庁では「南海トラフ地震臨時情報」の運用が開始されました。

この「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応方針は、平成31年3月（令和3年5月一部改訂）に公表された「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】（以下、「ガイドライン」という。）」及び、三重県の「南海トラフ地震臨時情報への対応について」を踏まえて作成しており、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」を発表した際の本市の災害対策本部のとりべき対応方針を定めたものです。

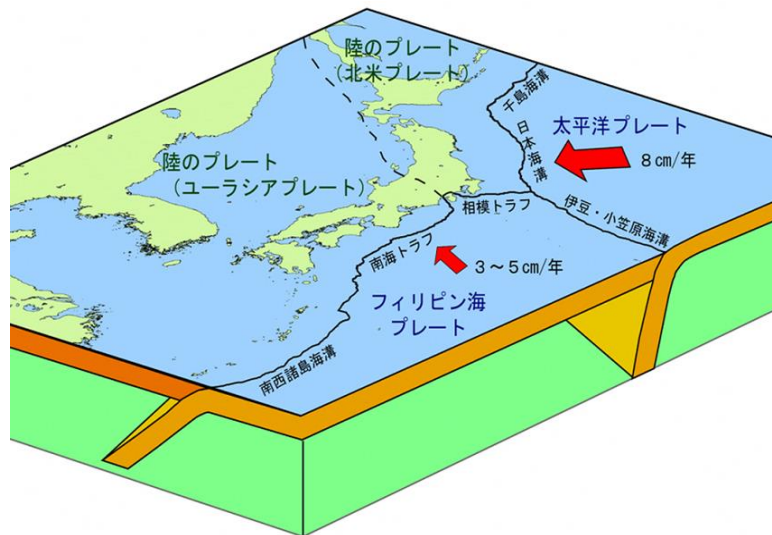
この対応方針は、今後も、国や県、近隣市町の対応、訓練等も参考にしながら、修正を加えていくこととします。

第1章 南海トラフ地震臨時情報とは

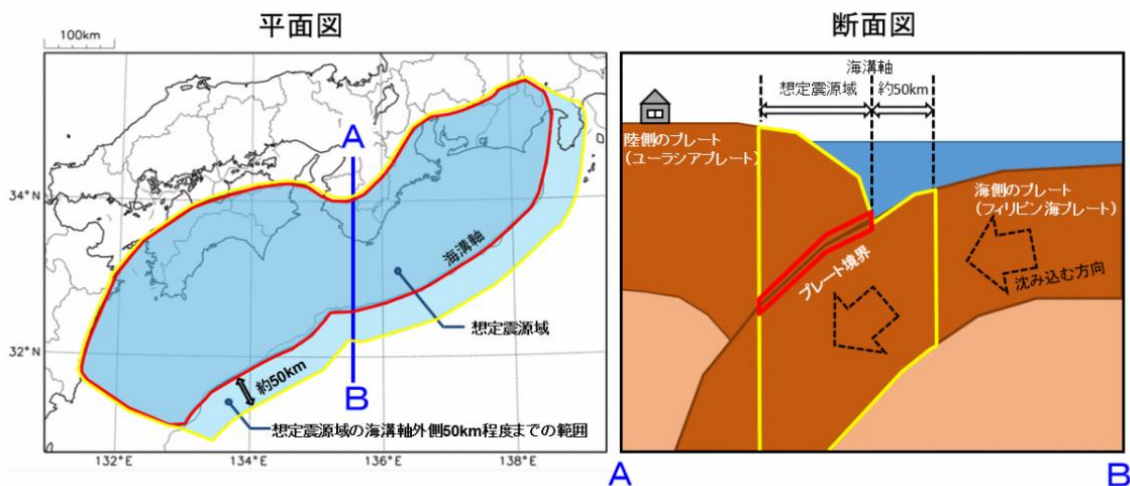
第1節 南海トラフ地震とは

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といいます。

この南海トラフ沿いのプレート境界では、海側のプレート（フィリピン海プレート）が陸側のプレート（ユーラシアプレート）の下に1年あたり数cmの速度で沈み込んでいます。その際、プレートの境界が強く固着して、陸側のプレートが地下に引きずり込まれ、ひずみが蓄積されます。陸側のプレートが引きずり込みに耐えられなくなり、限界に達して跳ね上がることで発生する地震が「南海トラフ地震」です。



日本付近のプレートの模式図



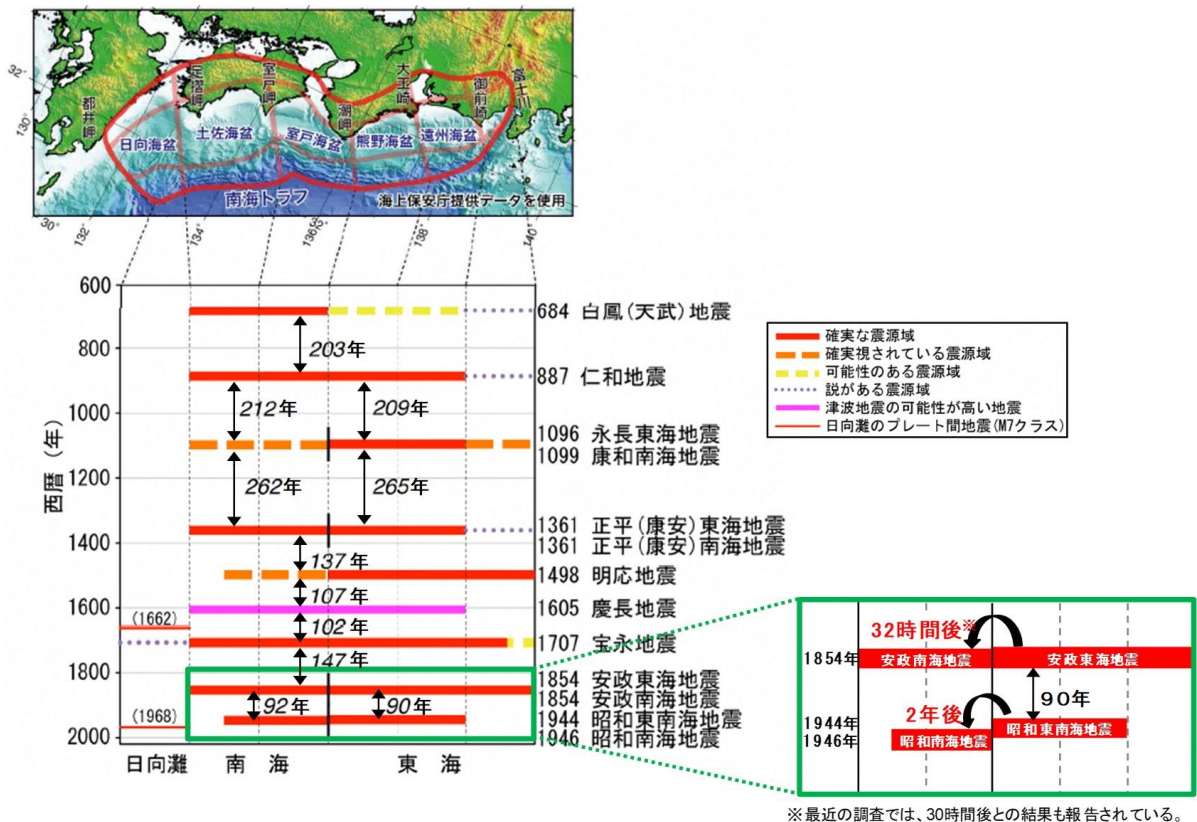
想定震源域内のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域
（出典：いずれも気象庁ホームページ）

第2節 南海トラフ地震臨時情報とは

南海トラフ地震は、概ね100年から150年ごとに発生しており、前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年））が発生してから70年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生切迫性が高まっています。

また、南海トラフ地震の過去事例を見てみると、宝永地震（1707年）のように駿河湾から四国沖の広い領域で同時に地震が発生したり、マグニチュード8クラスの大規模地震が隣接する領域で時間差をおいて発生したりしています。さらに、隣接する領域で地震が連続した事例では、安政東海地震（1854年）の際には、その32時間後に安政南海地震（1854年）が発生し、昭和東南海地震（1944年）の際には、2年後に昭和南海地震（1946年）が発生するなど、周期性や連続性があることが知られています。

南海トラフ地震臨時情報（以下、「臨時情報」という。）は、このような南海トラフ地震の周期性や連続性を活用して、想定震源域または、その周辺でモーメントマグニチュード（以下、「M」という。）6.8以上の地震が発生した場合や南海トラフ地震の想定震源域のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した場合に、それらに対する調査開始の旨、そして、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」において調査した結果、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報です。



南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について(報告)(平成29年9月26日公表)から引用

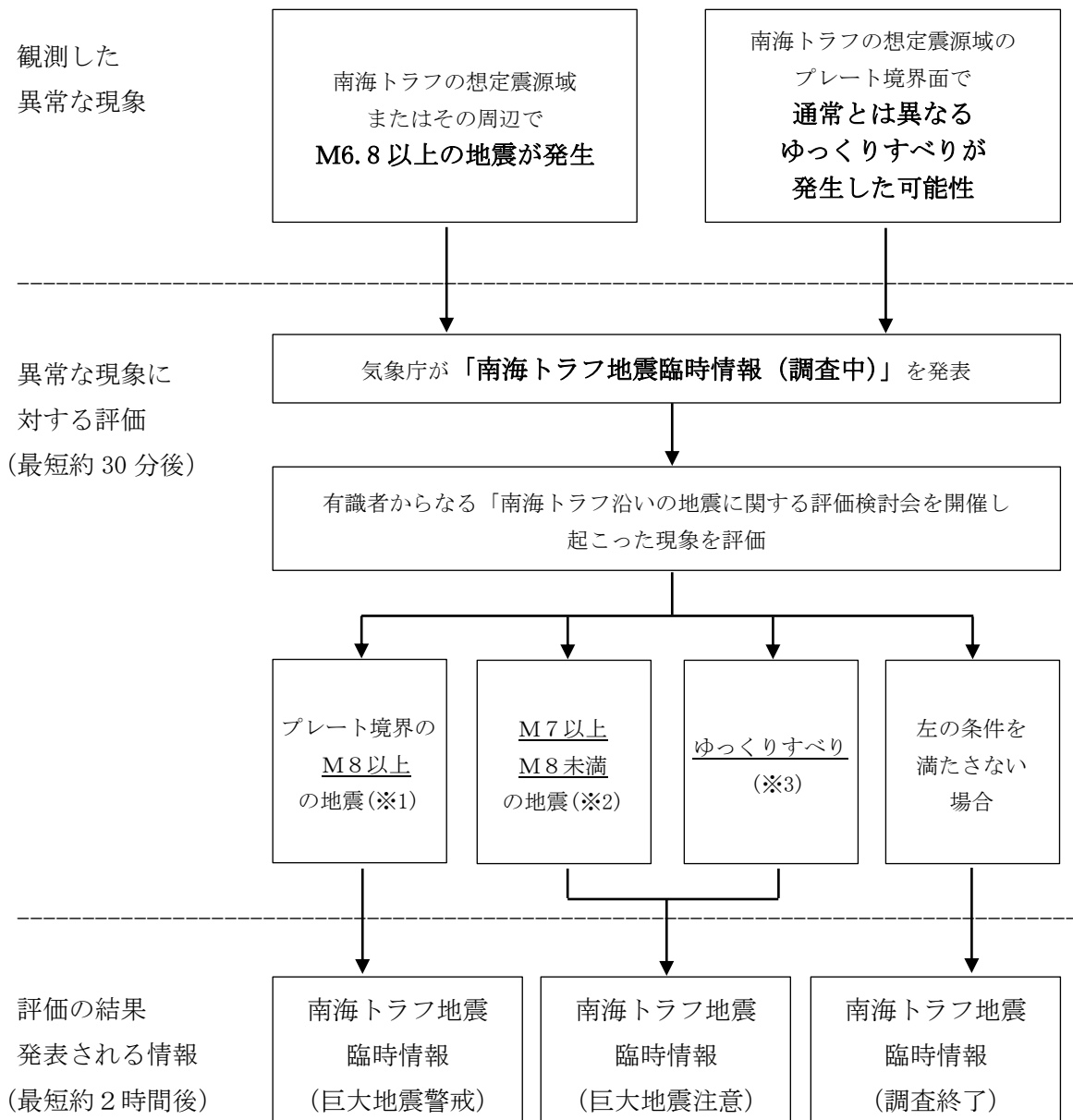
第3節 臨時情報に付記されるキーワードと発表条件

臨時情報は、情報名後にキーワードが付記され「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」などの形で発表されます。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・ 監視領域内でM6.8以上の地震が発生 ・ 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・ 監視領域内において、M7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・ 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

第4節 臨時情報発表の流れ

前節の条件に該当した場合、に「臨時情報」が発表されることとなります。「臨時情報」発表の流れは、次のとおりです。



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界意外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態から明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

第2章 防災対応の検討に当たっての基本事項

第1節 検討対象地域

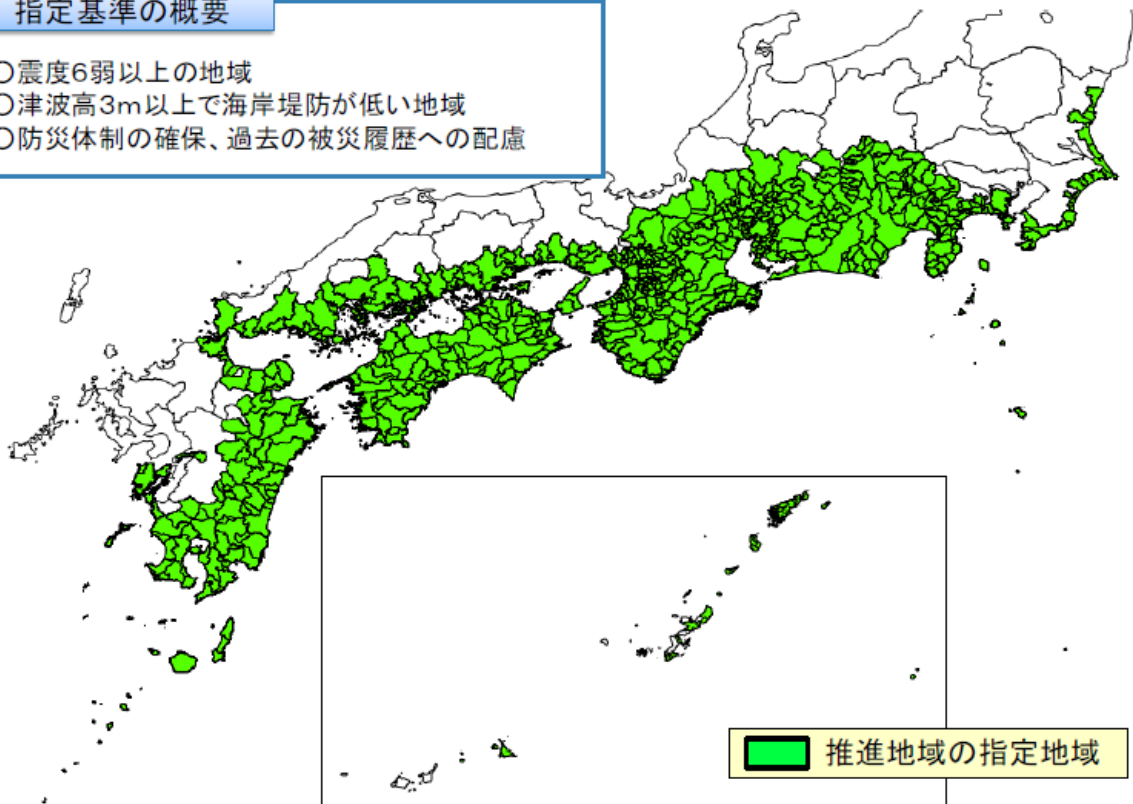
平成31年3月に国が作成した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」においては、防災対応を検討する対象地域は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第3条の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域を基本とされています。

桑名市は、震度6弱以上の地域、津波高3m以上で海岸堤防が低い地域、防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮を指定基準とする「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されています。

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

指定基準の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



（出典：内閣府ホームページより）

第2節 想定する後発地震の規模

臨時情報は、南海トラフ沿いで異常な現象が発生した後に発生するおそれのある南海トラフ地震（以下、「後発地震」という。）に備えるために発表される情報です。後発地震の規模については、ガイドラインで想定されている最大クラス（M9.0程度）の地震を想定することとします。

第3節 臨時情報発表時の防災対応

国のガイドラインでは、第1章第4節の流れに従って発表された臨時情報に応じて、以下の内容を基本とした防災対応をとることが示されています。

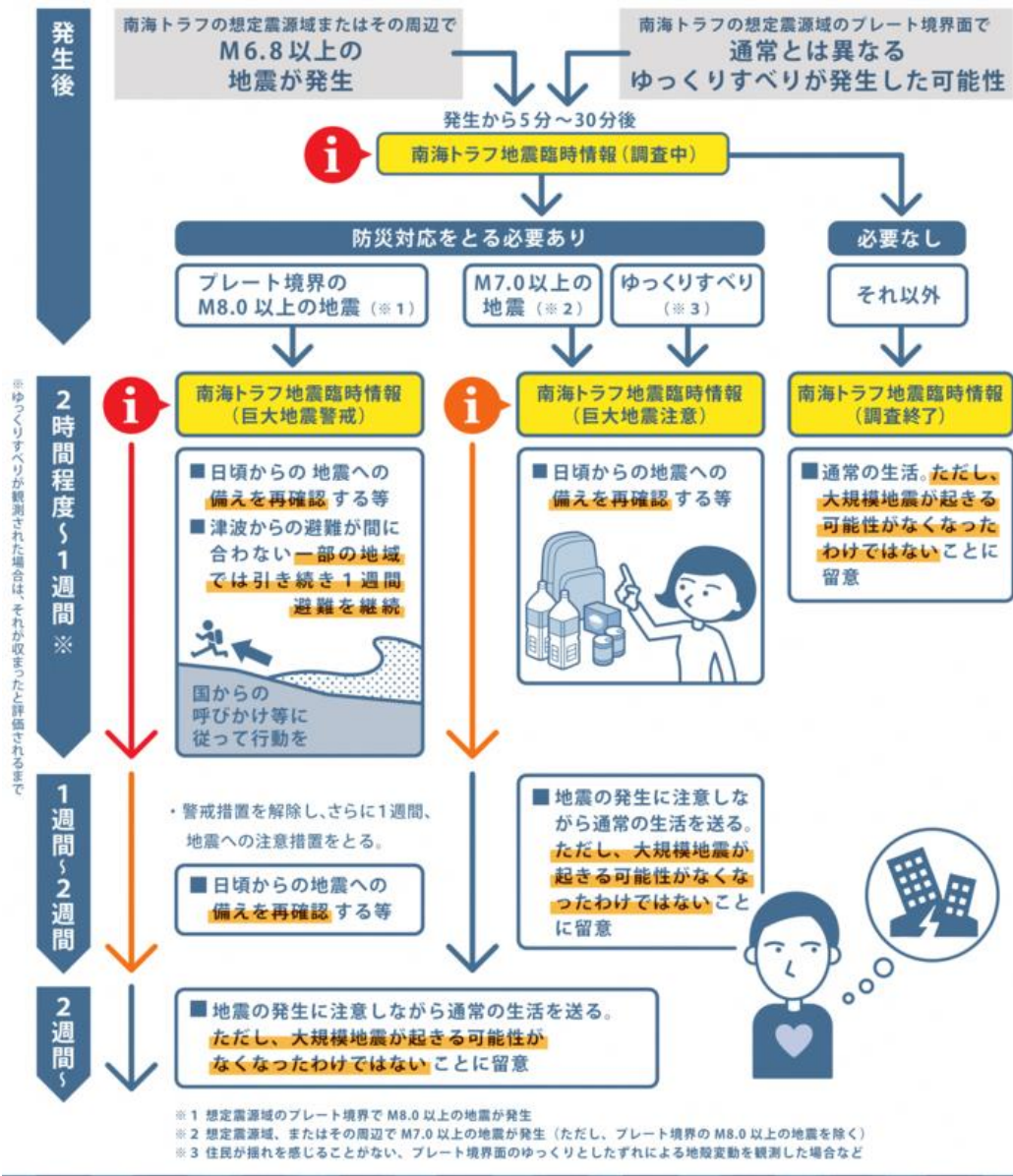
本市の防災対応についても、ガイドラインに準じた対応をとることとし、巨大地震注意対応では自主避難に、巨大地震警戒対応では1週間の避難に対応することとしています。

なお、南海トラフの西側エリアで地震が発生した場合、伊勢・三河湾津波予報区を含む太平洋沿岸全域に対して「大津波警報」、「津波警報」、「津波注意報」のいずれかが発表されている可能性が高いため、南海トラフ地震臨時情報が発表される時点で、沿岸地域や津波浸水想定区域等に対し避難を前提とした防災対応を実施していることが想定されます。

時系列	プレート境界のM8以上の地震	M7以上の地震	ゆっくりすべり
発生直後	状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		今後の情報に注意
2時間程度	<u>巨大地震警戒対応</u> ・日頃からの地震への備えを再確認する等 ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は状況等に応じて自主的に避難 ・地震発生後の避難では避難が完了できない住民は避難	<u>巨大地震注意対応</u> ・日頃からの地震への備えを再確認する等 （必要に応じて避難を自主的に実施）	<u>巨大地震注意対応</u> ・日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間	<u>巨大地震注意対応</u> ・日頃からの地震への備えを再確認する等 （必要に応じて避難を自主的に実施）	・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う	
すべりが収まったと評価されるまで	・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う		
大規模地震発生まで			・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う

（出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドラインより）

地震発生後の防災対応の流れ



（出典：内閣府ホームページより）

第4節 最も警戒すべき期間

前節の図で示したように、①「巨大地震警戒対応」及び「巨大地震注意対応」に係る最も警戒すべき期間については、社会的な受忍の限度を考慮して、最初の地震（臨時情報発表の起因となった地震）発生後「1週間」を基本とすること、②「巨大地震警戒対応」の場合は、最も警戒すべき1週間の経過後は「巨大地震注意対応」に切り替えられ、この場合の「巨大地震注意対応」の期間については、対応切り替え後1週間を基本とすることとガイドラインに示されています。

本市の防災対応についても、ガイドラインで示された1週間（上記②の場合を含めると2週間）を基本として、防災対応をとることとします。

第5節 事前避難対象地域の設定

第2章第3節の臨時情報発表時の巨大地震警戒対応では、「地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は状況等に応じて自主的に避難」、「地震発生後の避難では避難が完了できない住民は避難」とされており、国のガイドラインでは、「津波に対する避難の検討は30 cm以上の浸水が30分以内に到達する地域が基本としつつ、地域の状況に応じて後発地震発生後の避難では間に合わないおそれがある地域」を事前避難対象地域とすることとなっています。

桑名市においては、南海トラフ地震による津波が到達するまでには90分程度の時間的猶予はあるものの、広大な海拔ゼロメートル地帯を有する地勢から、地震動により堤防や水門等の海岸、河川構造物が破壊等した場合、津波の到達前から浸水が始まると想定されており、国がガイドラインで示す、30 cm以上の浸水が30分以内に到達すると想定される地域を広く有しています。また、長島町については、ほぼ全域が海拔ゼロメートルであり、域外の高台に避難するためには必ず橋を渡る必要があるという特殊事情を考慮する必要があります。

これら桑名市における防災対策上の課題を考慮し、30 cm以上の浸水が30分以内に到達すると想定される地域および、長島町全域を事前避難対象地域に設定します。

【桑名市の事前避難対象地域】

30 cm以上の浸水が30分以内に到達すると想定される地域を住民事前避難対象地域とする。しかし長島地区は全域とする。

地区名	自治会名
深谷	今島町
城南	小貝須・小貝須浜・立田町・太平町・大貝須・南福江・城南萱町・福地・福岡町
多度東	大鳥居・南之郷
長島町	全自治会

事前避難対象地域の設定にあたっての基本的な考え方（背景）

臨時情報が発表された際（特に、九州・四国地方に壊滅的な被害をもたらした南海トラフ地震・津波の発生直後に出される「巨大地震警戒」発表時）における住民感情や避難行動を予測するのは不可能であり、事前避難対象地域を設定したとしても、実際にどの地区からどれだけの避難者が発生するかは予測不能です。このため、桑名市においては、県内他市町のように、独自の解釈や考え方をガイドラインに当てはめて対象者や対象地域を絞り込むという考え方はとらないこととし、“先回りで住民の命を救う”という、この制度が持つ本来の目的に沿って対象地域を設定することを基本としています。

【避難可能範囲】

事前避難対象地域は、被害が想定される「津波浸水想定区域」から、「避難可能範囲」（突発的な地震時にも津波浸水想定区域外や津波避難ビルなどに避難することができる地域）を除いた地域とされていますが、桑名市は、津波浸水想定区域の多くが海拔ゼロメートル地帯であり、いったん浸水すると長期間にわたり水が引かないことが想定されます。

そのため、津波浸水想定区域内に位置する指定緊急避難場所及び指定避難所、津波避難ビルは、桑名市における事前避難対象地域の設定においては「避難可能」とはしないこととしています。

【高齢者等事前避難対象地域】

移動速度等の特性から「健常者」、「要配慮者」別に検討することを基本とされていますが、避難における「要配慮者」は年齢や障害程度で一概に区別できるものではなく、前述のとおり様々な住民感情が交錯する状況の中で、市が避難の要否を判断することはできません。

そのため、事前避難対象地域を「住民事前避難対象地域」と「高齢者等事前避難対象地域」に分けることは行わず、「高齢者等事前避難対象地域」は設定しないこととしています。

第6節 避難指示等の判断基準及び対象地域

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）発表時には、津波浸水想定区域などで地震発生後の避難では間に合わないと判断する居住者や、耐震性の低い家屋やブロック塀の倒壊、土砂災害等のおそれがある居住者など、各人の状況により事前に避難することが望ましい居住者を対象に、親類や知人宅等を基本として、自主的に事前避難をしていただくよう呼びかけを行います。

特に、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時には、事前避難対象地域を対象に避難指示を発令します。

判断基準	対象	避難情報	
			解除
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	事前避難対象地域の居住者	避難指示	巨大地震警戒対応期間（1週間）の終了時
	各人の状況により事前に避難することが望ましい居住者	自主避難を呼びかけ	
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	事前避難対象地域の居住者	自主避難を呼びかけ	巨大地震注意対応期間（1週間）の終了時
	各人の状況により事前に避難することが望ましい居住者		

第7節 避難者数の想定

津波浸水想定区域に居住する住民に対して実施した避難行動実態調査（令和2年1月実施）の結果から事前避難対象地域における避難者数は概ね下記のとおりとなります。

しかしながら、事前避難対象地域以外の津波浸水想定区域などで地震発生後の避難では間に合わないと判断する居住者や、耐震性の低い家屋やブロック塀の倒壊、土砂災害等のおそれがある居住者などで、親類や知人宅等に避難することが困難な場合の自主避難についても考慮する必要があるほか、社会状況により避難者は増減すると考えられます。

令和4年3月末現在

事前避難対象地域の世帯数（人数）	6,920世帯（16,439人）
公的避難所へ避難すると想定される人数	8,228人

3章 桑名市の防災対応方針

第1節 災害対策本部の設置

桑名市の災害対策本部の設置基準に『「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」または「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき』を設定します。

第2節 職員の動員体制（随時見直しを図ります）

臨時情報発表時における桑名市職員の動員体制については、桑名市地域防災計画で定めている【地震・津波】の配備体制及び動員基準とします。

体制	準備体制	警戒体制	非常体制
	第1次配備	第2次配備	第3次配備
配備基準	1. 市内震度4の地震が発生したとき 2. 桑名市を含む地域に津波注意報が発表されたとき、又は津波の来襲が予想されるとき 3. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき 4. その他震災に関して、本部長が必要と認めたとき	1. 市内震度5弱の地震が発生したとき 2. 県内（桑名市を除く）に震度5強以上の地震が発生したとき 3. 桑名市を含む地域に津波警戒報が発表されたとき 4. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	1. 市内震度5強以上の地震が発生したとき 2. 桑名市を含む地域に大津波警戒報が発表されたとき 3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 4. 市内で地震・津波による甚大な被害が発生、又は発生が予想されるときで、本部長が必要と認めたとき
本部体制		市災害対策本部設置	
業務内容	市内に災害が発生又は予想される場合で、事態の推移に伴い、速やかに市災対本部を設置するための前段階として災害種別毎に該当する所属職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ、警戒態勢に移行できる体制	災害の防御及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ強力に推進するため、市災対本部を設置し、相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速的確に行いうる体制	警戒体制に加えて、甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力を挙げて応急対策活動にあたりうる体制

第3節 市の防災対応

「南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意・巨大地震警戒）」が発表されたときの市の具体的な防災対応は、下記のとおりとします。

(1) 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合

【災害情報の収集等】

地震発生後、最短で2時間程度で発表される、臨時情報の種類（巨大地震警戒・巨大地震注意・または調査終了）が予測できるため、いつでも災害対策本部体制に移行できるように庁内連絡体制を整えます。

(2) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合

【住民への呼びかけ】

すべての市民に対して、避難場所・避難経路や非常持ち出し品の確認、家具の固定など、日頃からの地震への備えの再確認を行うようにホームページやSNS等のあらゆる媒体を使い住民への呼びかけを行います。

また、後発地震やそれに伴う浸水や津波に備えるために、津波浸水想定区域などで地震発生後の避難では間に合わないと判断する居住者や、耐震性の低い家屋やブロック塀の倒壊、土砂災害等のおそれがある居住者など、各人の状況により事前に避難することが望ましい居住者を対象に、親類や知人宅等を基本として、自主的に事前避難をしていただくよう呼びかけを行います。

【庁内体制の準備等】

災害対策本部を設置し、庁舎の地震対策、緊急連絡網や桑名市業務継続計画（以下、「BCP」という。）の確認のほか、いつでも第3次配備に移行できるように庁内連絡体制を整えるとともに、実際の地震発生に備えて事前対策を実施します。

(3) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合

【避難指示の発令】

南海トラフの西側エリアで地震が発生した場合、伊勢・三河湾津波予報区を含む太平洋沿岸全域に対して「大津波警報」または「津波警報」が発表されている可能性が高いため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表前には、沿岸地域や津波浸水想定区域等に対し、「警戒レベル4 避難指示」を発令している状況となっていることが想定されます。その後、「大津波警報」または「津波警報」が解除された場合、後発地震に備えて、事前避難対象地域に対して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に基づき「警戒レベル4 避難指示」を発令します。

伊勢・三河湾津波予報区に対して「大津波警報」または「津波警報」が発表されていない場合は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に基づき「警戒レベル4 避難指示」を発令します。

【住民への呼びかけ】

すべての市民に対して、避難場所・避難経路や非常持ち出し品の確認、家具の固定など、日頃からの地震への備えの再確認を行うようにホームページやSNS等のあらゆる媒体を使い住民への呼びかけを行います。

また、後発地震やそれに伴う浸水や津波に備えるために、事前避難対象地域以外の地域であっても津波浸水想定区域などで地震発生後の避難では間に合わないと判断する居住者や、耐震性の低い家屋やブロック塀の倒壊、土砂災害等のおそれがある居住者など、各人の状況により事前に避難することが望ましい居住者を対象に、親類や知人宅等を基本として、自主的に事前避難をしていただくよう呼びかけを行います。

【庁内体制の準備等】

臨時情報発表時から最初の1週間は後発地震への警戒、1週間経過以降2週間までは後発地震への注意が必要です。災害対策本部を設置し、庁舎の地震対策、緊急連絡網やBCPの確認のほか、庁内連絡体制を整えるとともに、実際の地震発生に備えて事前対策を実施します。

第4節 公立小・中学校および公共施設等の対応

後発地震に備えるとともに、事前避難対象地域にお住まいの方の避難に対応するため、1週間、下記の対応をとるとともに、後発地震の発生に備えて、市有施設の安全対策、緊急連絡網やBCPの再確認を行うこととします。

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時】

施設等	対応方針
公立小・中学校・幼稚園	臨時休校（園）
保育所（園）	津波浸水想定区域内の保育所は臨時休所（園）
学童クラブ	津波浸水想定区域内の学童クラブは臨時休館
公共施設	避難所に指定されている公共施設及び、津波浸水想定区域内の公共施設（市役所本庁舎を除く）は、原則、臨時休館 その他の施設についても可能な限り臨時休館
各種イベント	中止または延期
コミュニティバス	運行を中止し、事前避難対象地域の移動手段を持たない避難行動要支援者を高台の避難所へ移送

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時】

自主避難希望者に対応するため、必要に応じてまちづくり拠点施設（9カ所）を臨時休館とし、自主避難の際の避難所として対応することとします。

また、市有施設の安全対策、緊急連絡網やBCPの再確認を行い、後発地震の発生に備えます。

第5節 指定避難所

後発地震に備え、指定避難所のうち、津波浸水想定区域内（施設が浸水しなくても周辺が浸水する指定避難所を含む）を除いた施設を避難所として利用することとします。

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、事前避難対象地域の住民に対して避難指示を発令します。避難所は、原則、災害時広域避難計画に基づいて下記のとおり開設します。

避難所名	事前避難対象地域
深谷小学校 桑名北高等学校	深谷
久米まちづくり拠点施設 久米小学校 正和中学校 桑名西高等学校	城南
多度まちづくり拠点施設 多度中小学校 多度青葉小学校 多度北小学校 旧多度西小学校 多度中学校	多度東・長島北部
大山田まちづくり拠点施設 大山田東小学校 大山田北小学校 大山田西小学校 陵成中学校 光陵中学校 ぽかぽか 大山田コミュニティプラザ	長島中部
大山田南小学校 藤が丘小学校 星見ヶ丘小学校	伊曾島

その他、避難者数に応じて開設する可能性がある避難所

施設名		
益世まちづくり拠点施設	大成まちづくり拠点施設	大和まちづくり拠点施設
桑部まちづくり拠点施設	在良まちづくり拠点施設	七和まちづくり拠点施設
益世小学校	大成小学校	大和小学校
桑部小学校	在良小学校	七和小学校
明正中学校	成徳中学校	NTN 運動公園
スター21	桑名高等学校	桑名工業高等学校

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、各人の状況により事前に避難することが望ましい居住者を対象に、親類や知人宅等を基本として、自主的に事前避難をしていただくように呼びかけを行います。

しかしながら、自主避難を行う全ての市民が親類宅等に避難できるわけではないので、必要に応じて下記のまちづくり拠点施設9カ所を避難所として開設します。

施設名		
益世まちづくり拠点施設	大成まちづくり拠点施設	大和まちづくり拠点施設
桑部まちづくり拠点施設	在良まちづくり拠点施設	七和まちづくり拠点施設
久米まちづくり拠点施設	大山田まちづくり拠点施設	多度まちづくり拠点施設

第6節 指定避難所の開設と運営

ガイドラインでは、避難所の運営は、避難者が自ら行うことが基本であるとされています。しかしながら、現状では、避難者のみで避難所を開設することは困難なことから、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に基づいて避難指示を発令した場合、避難所担当職員を配置して避難所を開設します。桑名市で実災害が起きていないことが前提であるため、避難所担当職員は部局ごとに避難所を割り当て、各部局で対応することとします。避難所担当職員による避難所の開設後は、可能な限り避難者が自ら避難所の運営を行うことを基本とします。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時など、自主避難に対する避難所の対応については、施設管理者によって避難所を開設し、その後、可能な限り避難者が自ら避難所の運営を行うことを基本とします。

また、備蓄している食料や生活用品等は、後発地震が発生した際に必要となるものであり、非常用持ち出し品等、1週間を基本とした避難に必要なものをあらかじめ避難者が自ら準備することを基本とします。

第7節 避難行動要支援者への避難支援

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に基づいて避難指示を発令した場合、運行事業者が可能と判断した場合に限り、事前避難対象地域にお住まいで移動の手段を持たない避難行動要支援者などを、コミュニティバス等を利用して高台の避難所に移送します。

運行が可能と判断した場合のルートについては、運行事業者との協議により決定することとし、運行時間は、原則、明るい時間帯とします。

第8節 配備体制の解除

国のガイドラインでは「後発地震が発生しないまま1週間が経過した場合、国は、後発地震に対して警戒する措置を解除し、さらに1週間、後発地震に対して注意する措置をとる旨、呼びかける」また、「後発地震が発生しないまま2週間が経過した場合、国から、後発地震に対して注意する措置を解除し、通常の生活に戻る旨、呼びかける」とされています。

そのため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が解除されれば避難指示を解除し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が解除されれば災害対策本部を廃止し、調査終了が発表されれば配備体制を解除することとします。

第9節 今後の取組み

臨時情報については、平成29年11月の運用開始後、まだ発表されたことはありません。また、1・2週間経過したら安全である保障はありません。今後も、国や県、近隣市町の対応も参考にしながら、様々な状況を想定し、民間企業などとも協力しながら、関係機関等と協議を進め、より実効性のある避難対策を講じてまいります。

「令和5年度 桑名市版災害時タイムライン運用訓練」(案)

1. 訓練目的

出水期における風水害(台風)を想定した図上訓練を実施し、桑名市版災害時タイムラインの検証及び災害対策本部における各チームの行動項目を確認、検証し、整理する。

2. 訓練内容

災害対策本部における各チームが、台風発生から台風通過後の応急復旧までの間に取り組む行動項目について、「桑名市版災害時タイムライン」に基づいて情報収集、意思決定、実行、確認等のプロセスを繰り返すロールプレイング方式にて実施する。

3. 訓練想定

桑名市に相応の被害をもたらす大型台風の発生を想定する。

4. 今後のスケジュール等

- 5月19日 部長会説明
- 7月下旬 訓練事前説明会
- 8月中旬～8月下旬 訓練実施

5. 訓練対象

桑名市災害対策本部を構成する本部員及び全チーム(消防チームは除く)

2020 (R2)
~2024 (R6)

桑名市総合計画後期基本計画に基本視点として
SDGs (持続可能な開発目標) の理念を新たに位置付け

17の目標第11

「住み続けられるまちづくり」を進める上で最も根幹で重要な課題である
“人口問題”にフォーカスして、その課題解決につながる事業に注力

～さまざまな角度からのアプローチを庁内一体で推進～

人口減少対策

- ・「人口減少対策パッケージ14万リバウンドプラン」着実な実行に関すること
- ・本市並びに近隣市町の人口動態の分析、把握を行い、庁内横断的に協議を進め、施策を立案すること
- ・その他、人口問題に関すること

SDGs推進

- ・SDGsの庁内の総合的な調整に関すること
- ・公民連携の視点によるSDGs推進に関すること

「住み続けられるまちづくり」のために



着実な推進

目下の最優先の課題である今年度の「人口減少対策パッケージ14万リバウンドプラン」について、人口減少対策コア会議を開催しながら、プランに掲げた施策を着実に推進する。

○主な取り組み

- ・「人口減少対策パッケージ」庁内調整・推進
- ・移住・定住に関すること
- ・駅周辺の人口集積促進に関すること
- ・出会い・結婚支援事業に関すること etc...

さらなる未来

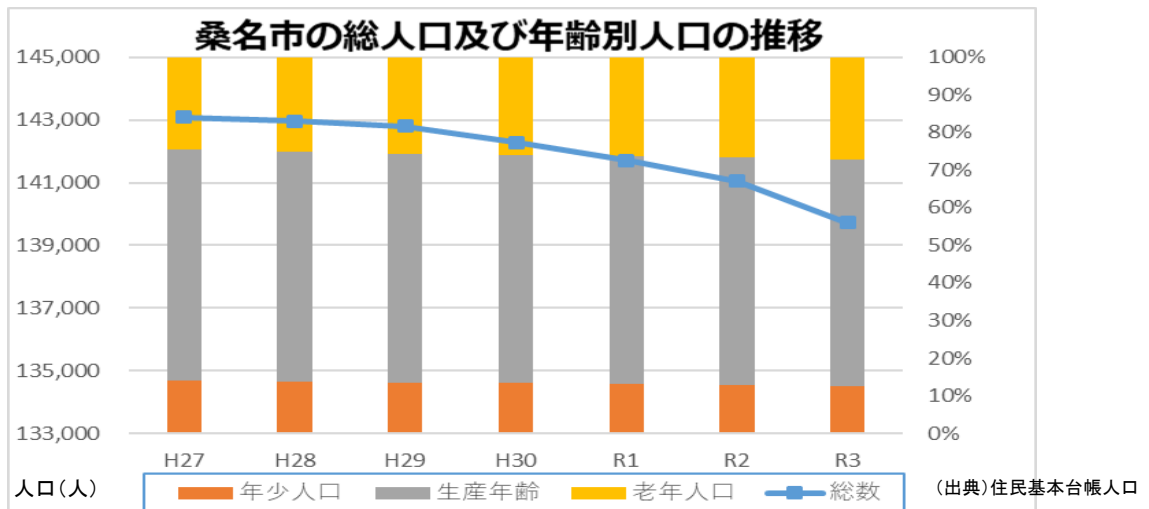
中長期的なスパンで人口減少対策に関する効果的な施策の企画立案について、本市並びに近隣市町の社会減の原因の分析・把握を行い、「部局連携会議」を活用して、部局を横断して、庁内連携した体制で取り組んで行く。

～人口減少対策によって持続可能なまちづくりでSDGsを推進～

～企業誘致戦略ビジョンの策定に向けて【人口減少対策パッケージ フェーズ1】～

商工課（企業誘致推進係）

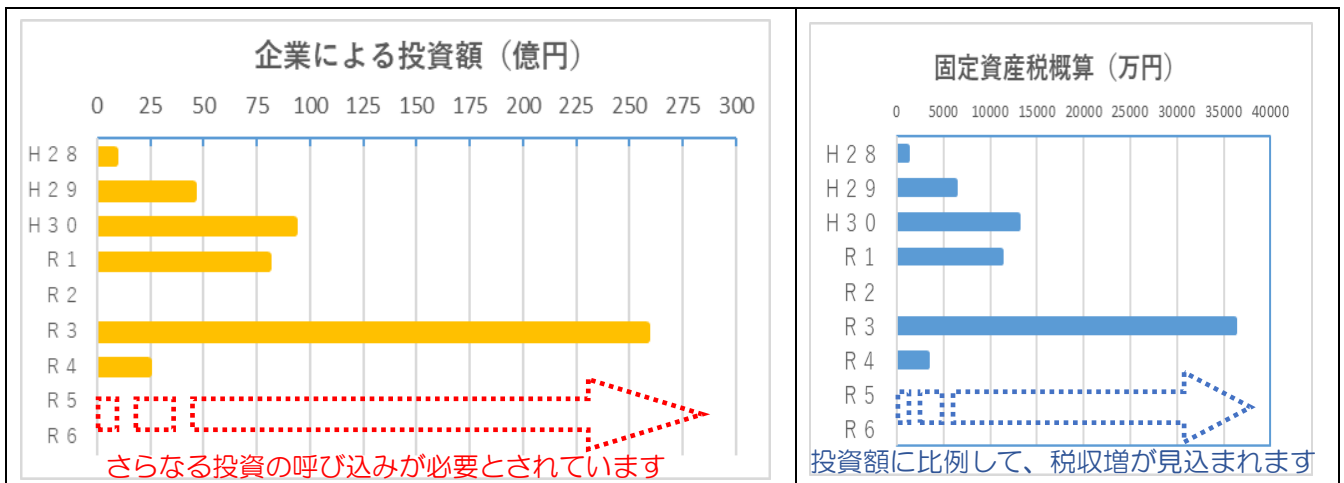
桑名市では、国の傾向と同様に、市の人口は平成27年の143,000人をピークに、令和4年2月には14万人を下回る事態になっており、人口減少が進んでいます。



地方自治体として持続し生き抜くためには、政府の政策を待つのではなく「桑名市人口減少対策パッケージ」と連動した、独自の「**人口の流入促進施策**」や「**税収確保策**」が急務です。商工課では、企業立地活動をはじめとした自主財源をさらに増加するため「**企業誘致戦略**」を策定します。

これまでの企業誘致の成果（立地協定の実績より）

企業による投資額、固定資産税概算 【年度別】



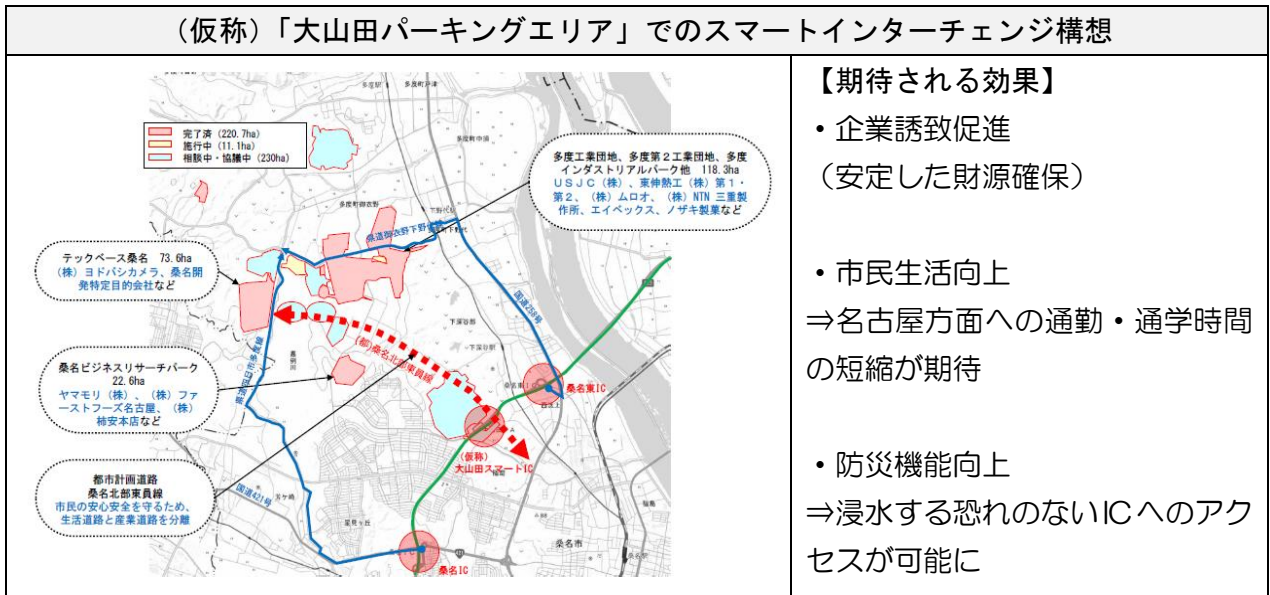
	企業による投資件数	企業による投資額	固定資産税概算見込額 (単年)
H28	1	8億円	1,120万円
H29	2	4.5億円	6,300万円
H30	3	9.26億円	1億2,964万円
R1	3	8億円	1億1,200万円
R2	0	0	0
R3	7	25.8億円	3億6,120万円
R4	2	23.7億円	3,318万円

ワンストップ窓口によるスムーズな企業立地手続きの支援をはじめ、広域交通の利便性から企業の立地が進み、地域経済の拡大につながってきました。

桑名市の持つポテンシャル

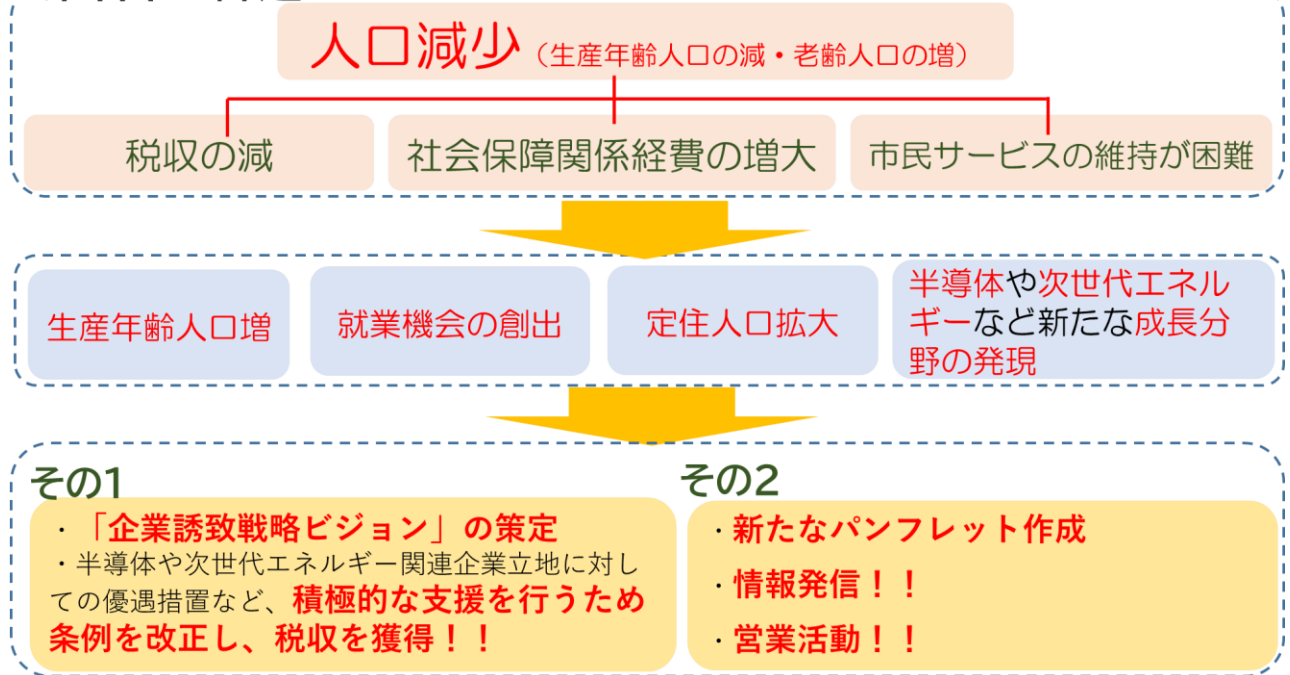
近鉄名古屋線をはじめ4つの鉄道と、東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道といった2つの高速道路及び5つのインターチェンジを有するほか、国際港湾である名古屋港や四日市港、中部国際空港とも至近の位置にあり、優れた広域交通環境を有しています。

今後も市の強みを活かすことで、新たな産業が発現する可能性(ポテンシャル)を秘めています。



企業立地の課題と対応 【“攻め”の取組み】

桑名市の課題



目指す姿

人口減少などにより社会が変化していく時機を捉え、半導体企業、次世代エネルギー関連企業の工業用地確保や地域企業の事業拡大・成長分野への挑戦を後押しします。稼ぐ力を高めると同時に、魅力ある雇用の場の創出や定住環境の整備を行いながら、企業誘致を推進していきます。

今後、人口減少時代においても市民の皆様が“Well-being”、それぞれの思いにマッチした幸せを実現できるまちづくりの一役を担うために企業立地を推進します。

災害対策本部への映像配信システムについて

消防本部



①～③の機器で撮影した災害現場等の映像を伝送装置「DiCaster」でLIVE配信

映像配信クラウド
(総務省消防庁)



①ドローン



又は

②ビデオカメラ



又は

③スマートフォン



ライブ配信視聴

総務省消防庁



市災害対策本部

消防長ipad



市災害対策本部PC
(TVモニター)



消防長ipad又は市災害対策本部PCから各部長ipadへ「zoom」でLIVE映像を共有

